

| | |
|------------------|---|
| Title | 布教保護の文書に就いて：戦國時代のキリスト教に関する問題 |
| Sub Title | |
| Author | 岡田, 章雄(Okada, Akio) |
| Publisher | 三田史学会 |
| Publication year | 1940 |
| Jtitle | 史学 Vol.19, No.3 (1940. 12) ,p.61(441)- 82(462) |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19401200-0061 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

布教保護の文書に就いて

——戦國時代のキリスト教に關する問題——

岡 田 章 雄

一、布教の保護と文書

キリスト教がはじめてヨーロッパからわが國にもたらされ、宣教師たちの布教事業が活潑に営まれたころ、戦國争覇の社會の情勢に應じて、その布教方針は、總じて上から下への線に沿うて、いひかへればその國々の領主から臣下、一般庶民に及ぼすといふ方向をとつて行はれた。それぞれの大名の好意を得る、更に進んではこれを、その家族も共に、教の道に引入れる、そしてその領國に教をひろめる許可をうける、その保護のもとに、家臣、領民への傳道に當る、かうした過程をふむのが常であつた。その大名たちの歡心をかふためにいろいろの高價な、珍らしい贈物を献上し、また外國貿易を斡旋し、あるひは軍需品や戦費の調達に意を注ぐのである。

そして一旦領主が改宗して教會の傘下に加はるか、少くとも宣教師たちの領内布教のために好意を見

せるといふことになれば、領民への傳道はきわめてスムーズに運び、その成功を見るのは必然の成行である。たとへ従來の社寺の勢力、いはゆる異教の神佛の信仰が強く根をはつてゐる地方であつても、領主の政治的な庇護をうけてその地盤に喰ひいらうとするのである。さうした政治的工作がなくしては、その教義内容にどのやうにすぐれたものがあつたにせよ、またその信仰によつてうける現實的利益がこのやうに大きく著しいものであると説いたにせよ、強大な社寺の社會的勢力に抗して、その教を弘めることは到底不可能であつたに相違ない。

かうした事情は實際に布教にあつた宣教師たちが最も痛感してゐたところであつた。いま彼等の言葉によつてこの間の消息を明かにしておくことはまた彼等がつねに領主に對して力強く働きかけ、領主によつて得た恩惠や榮譽を一方ならず重んじた理由を明かにすることとなるのである。彼等が現世的な榮華や名聲の蔑視すべきことをさかんに主張し、ことに異教徒的な色彩を有つものを一切排除することを説きながら、一方にかうした政治工作に専念し、異教を奉ずる領主たちの歡心をかひ、その好意を得ようとする力をつくしてゐたことは、そこに矛盾するものがあるやうに考へられないでもないが、當時の社會の情勢からすれば、これはむしろ當然執るべき手段に外ならなかつたといふべきであらう。

この地方での經驗によつて尊師も御承知になつてゐられる通り、(と、パードレ・ルイス・フロイスは一五六九年永祿十年に京都から豊後のパードレ・ベルシヨール・デ・フィゲイレドに宛てた手紙七月

十二 日付 の中でいつてゐる) 貴人たちの間に收穫を納めようとするためには先づ國を治める國王と諸侯との意志を捉へることが必要であり、また非常に有効なことである。それ故われわれに對してこれらの人々がもつ愛情や好評、また信用などをすべて一般の人々に明かに知らせるのがよい。さうしなければ(人間的にいへば)決して効果がない。そればかりでなく、坊主たちやデウスの教を惡む人々のわれわれに對する憎惡の念は衷心から出るものであるから、若し國の諸侯の好意といふ防禦の武器をうけるのでなければ、多年を費し、大きな勞苦を重ねて心の中に植ゑつけたところも僅かな月日の間に破壊されてしまふ惧がある。

すなはち彼等が布敎事業において普通に採つた手段は、領主たちの好意を武器とし、これを楯に翳して、異敎徒ことに佛僧たちの執拗な反對を退け、妨碍とたたかひながら、家臣たち並びに領民の間へ次第にくひこんで行くことであつたといふのである。このことは一に戰國時代における社會の特殊の性格に順應したものとといふべきである。領主の支配權力が絶對的なものであつたといふこと、それ故に、たとへばイルマン・ジョアン・フェルナンデスが一五六五年永祿八年に平戸から、支那、印度にあるパードレ・イルマンたちにおくつた手紙九月二十三日付の中でいつてゐるやうに、この國の領主たちは皆臣民を扱ふのにきわめてきびしいので、臣民たちは全く領主の意の儘になつてゐる、そのため、國君の寵幸は布敎に大きな影響があつたといふ。實に領主が敎會に對して好意を示すといふこと、それは宣敎師を引見すると

か、教會堂を訪問するとか、それだけのことでも十分だつた。それが一般庶民に對する布教の上に及ぼす効果がどんなに大きなものであつたかは想像に難くないのである。

そして領主の好意を得て、その領内への布教を許容され、その便宜を與へられ、保護をうけ、さらにその支援を仰ぐ、その際に領主に乞うてその意味を認めた文書の下附をうけるといふことは、最も肝要な、また最も有効な手段であつた。領主によつて發行された文書の威力はきわめて強大なものであつたし、またそれによつて具體的に示される領主の寵幸といふ事實が家臣、領民の間に及ぼす影響は決して少なくなかつたからである。國內ばかりではなく、他國の領主に對して發せられる紹介狀や、旅行の際の過所の類などがその領主の勢力を背景として大きな效力を示したことも注意される。

それではその當時これらの領主たちがキリスト教の布教を保護しあるひは援助する意味でどのやうな内容の文書を發行したであらうか。その文書の様式はどのやうなものであつたらうか。もちろんこの種の性質の文書が古文書として残つてゐよう筈はない。三百年にわたる禁教の歴史はこれらの史料を徹底的に煙滅してしまつたからである。たゞ幸にして宣教師たちの報告書や記述の中にこれらの文書の様式や内容についての相當具體的な記載があるので、これらの外國側の文獻の中に残された資料を整理し、これらを古文書學の智識に於いて検討を加へることによつて、ある程度この問題を明かにすることが出来ると思ふ。そしてこれによつて得られた結果が逆に古文書學に對して寄與するところもまた少な

いのである

いま諸大名が宣教師たちの請に應じてその布教を保護し、これを援助するためには教會または宣教師に與へ、あるひは領民に對して發した文書の内容を、多くの具體的實例について見るに、ほとつぎのやうなものであつた。

一、教會及び宣教師に對するもの

- 1、その領内に布教することを許可する。
- 2、教會堂に對する課税、課役を免除する。ことに戰時に兵士の宿營となることを免除する。
- 3、宣教師の滞在、あるひは旅行を許可する。旅行に際しては、課税を免じ、保護を加へ、または他國の領主に對して紹介を與へる。

二、領民に對するもの

- 4、宣教師の説教を聴き、信仰に入ることを勧める。
- 5、教會堂、宣教師、または信徒に對して暴行、侮辱を加へることを禁ずる。

これらの條項は各々獨立した文書として發せられる場合もあり、また（たとへば禁制などの形式に整へられて）復合して一つの文書となつて示される場合もある。以下順を追うてその各の條項について具體的な例によつて検討して見ようと思ふ。

二、布教保護に關する文書の内容 (その一)

1、布教の許可

宣教師たちが領主に請願して布教の許可を文書の形式によつて與へられることを求めたのは布教事業の基礎工作にもあたるもので、この免許狀がなくしては、その事業は殆んど成果をおさめることは出来なかつたのであつた。その文書の形式は單に布教を許可するといふだけに留まらず、たとへば宣教師の領内滞在を認めるとか、その安全を保障するとか、または布教のために寺院を設けることを許すとか、それぞれ場合に應じていろいろ發布されてゐる。後に述べる、信仰の自由を領民に對して認めた文書なども、事實上是布教の許可を意味してゐる。

この類のもので私たちが幸にしてその原文の儘の體裁を窺ふことの出来る文書が傳へられてゐる。それは一五九八年エボラ刊の耶蘇會士書翰集の中に日本文のまゝ掲げられてゐる有名な山口大道寺創建裁許狀である。その原文はつぎの通りである。

周防國吉野郡山口縣大道寺事、從西域來朝之僧、爲佛法紹隆、可創建彼寺家之由、任請望之旨、所
令裁許之狀如件

天文廿一年八月廿八日

周防介御判

當寺住持

この文書は大友義鎮の實弟である大内義長がコスモ・デ・トルレスの請に應じて發したものであるが、たまたまその原文がヨーロッパにつたへられ、「日本の特許證、文體、及び文字の例を示すために」特に日本文の體裁をその儘に同書の中に掲げられたものである。なほこの文書はその日本文字の傍にポルトガル語でその翻譯文を添へてゐるが、その翻譯文が原文と著しい相違を示してゐることについては、すでに多くの學者が考證を加へ、検討してゐるところである。ことに渡邊世祐博士が「我が史料より見たる戰國時代東西交渉史」史學會編東西交渉史論所收の中に示された解釋は傾聽すべきものがある。いまこれらについて詳しく述べることは避けるが、その翻譯文の中に、その寺院の内では何人も殺され又捕へられることなき特權を附與し、このことを後繼者に明かにするためこの特許狀を授け、何時までもその所有權を奪ふことなからしめると記されてゐることは、教會側の希望を反映した解釋と見られて私たちの關心を惹くのである。あるひは彼等が提出した請願書の内容を示してゐるものとも見ることが出來よう。このことに關聯して一五八六年天正十四年 ガスバル・コエリヨが豊臣秀吉に布教許可の文書の發行を請うた時のことが想起される。具體的の歎願を箇條書にして豫め提出し、その提出された箇條について検討を加へた上で許可狀が發行されたといふのである。このやうな例から見れば前記の裁許狀も、はじめに提出された請願書に、傍に添えた翻譯文に見るやうな具體的な内容をもつてゐたものが、當局者の側よりすれば

寺院創建の際の裁許状といふ書式の中に、すべてこれらの具體的な内容をも含めて、この文書を發行した、宣教師の側ではこの誇るべき成果を本國に報告するために、その原文の寫をおくり、これにはじめに要請したところの内容をも附加へた解釋を施したものと見ることが出来るのではなからうか。

これに類する内容をもつ文書は、それぞれの地方において、さかんに發行されたと思はれる。宣教師たちは領主の歡心をかひ、その好意に頼り、或はその教に對する關心を利用してこれを求めることにつねに少なからず意を注いでゐるからである。天文二十年周防山口の市街各所に立てられた制札（板に書かれた許可證）には、此の市及び全領内に於いてデウスの教を説くことを喜ぶ、何人にも望む者はこれを信ずることが出来るかと認めてあつたといふことであるが、一五五一年九月二十九日付山口發コスモ・デ・トルレスの手紙その翌年大友義鎮の許を訪れたパードレ・バルタザル・ガゴは、若し宣教師の領内居住を希望するならば速に免許状を下附すべきであるといひ、すでに山口では領主の許可を得て布教が行はれてゐると説いたので、義鎮は府内の町にも制札を立て、布教許可を公示することを約したといふ。一五五四年ゴア發イルマン・ペロ・ダマカセバの手紙及びフロイス日本史第九章

た一五七九年天正七年岐阜に織田信忠を訪れたオルガンチノは、美濃尾張兩國に教を説き、希望者は改宗することを得るとの免許状を與へられてゐる。同年十二月十日付フランシスコ・カリヤンの手紙

永祿十二年一五六九年京都では、朝廷と將軍足利義昭と織田信長とから、三通の布教許可の文書が日を追うて發行されたことがある。その各の文書の内容について、先づ信長からパードレ・ルイス・フロイス

に與へられた朱印狀について見るに次のやうなものであつた。一五六九年六月一日付、フロイスが都からパードレ・ベルシヨール・デ・フィゲイレドにおくつた手紙

予はパードレに都に居る許可を與ふ。其の家は兵士の宿舎に充らるゝことなく、又街の勤及び義務を課せず、悉く之を免除し、我が領内何地に在るも何等妨害を受くることなかるべし。若し之に對し不條理なることをなす者あらば速に裁判し、又之を苦しむる者は罰すべし。(免許狀の下方に)眞の教と稱する庵に在るキシタンのパードレに。(フロイスの日本史第六十八によればこの朱印狀の日付は永祿十二年四月八日である)

この文書を發行するについてはじめフロイスは自由に京都に滞在する許可を求めたのである。信長は和田惟政に案文をつくらせ、それがフロイスの意に適ふかどうかをたしかめた上で署名したといふことである。これと殆んど内容を一にする文書が同年四月十五日付で足利義昭の名で發行されてゐる。やはり和田惟政の斡旋によるものである。

パードレの都に居住し、又其望に従ひ他の國又は場所に居住するに付きては他の諸人の負擔すべき一切の義務及び兵士宿營の義務を免除す。若し悪意の人ありて後に妨害を加へんとする時は、之に相當する刑罰に處せらるべし。永祿十二年四月十五日認む。フロイス日本史第八十六章

フロイスは前記の手紙の中で、公方様又は日本の諸王の免許狀は文言は極めて簡單で意味は深重である、といつてゐるが、この文書の原文はおそらくその文言から察して次の項に述べる永祿三年室町幕府

からガスパル・ビレラに與へた制札に類するものであつたらう。永祿八年にビレラたちが京都を追放されてから、永祿十二年までの間、彼等にとつてつひに安住の地がなかつたが、信長の入京によつてはじめて歸京を許されたフロイスたちは多年その主人を失つて殆んど腐朽破壊した教會堂の戸に、この二通の免許狀を掲げて、再び布教に力を注いだといふことである。

なほ和田惟政は更にこれらのものと同様の内容をもつ免許狀の下附を朝廷に對しても請願したといふ。その時さきの二通の文書の寫を提出してゐる。一五六九年六月一日附、フロイスが京都からパードレ・ベルシヨール・デ・フイゲイレドにおくつた手紙 朝廷からは同年四月二十五日に新に布教許可の綸旨が下された。御湯殿上日記に「四月二十五日ばてれん、けふりんしいたされて、むろまちとのへ申され候」とあるのはこれを指すものである。その内容は詳かでないが、恐らく前の文書と同様の性質のものであつたらうと想像される。

戰國爭霸の時世に順應して宣教師たちは止むを得ず、それぞれの領主からその領國內への布教許可の文書を得ることに盡力してゐたのであるが、理想としては當然日本全土への布教許可を求めてゐたに相違ない。フランシスコ・シャビエルが來朝當時直ぐに京都を訪れたのもこれを意圖したからであつた。さきにあげた信長、義昭等の文書の中にもすでにこの意味が現れてゐるが、一五八六年にガスパル・コエリヨが秀吉を大坂城に訪れて特に日本全土への布教許可を求めてゐることは、秀吉によつてはじめて中央集權的國家が確立したことを想ひ合はせて意義深いものがある。その時彼が請願した文書の内容は

つぎのやうなものであつた。第一、日本の凡ての國々で何等の妨害をうける事なく自由に神の教を説くことを得るといふこと、第二、僧院、教會堂を軍兵の宿營に宛てないこと、第三、諸侯が臣下に課する重い賦斂を免せられること、この三箇條からなる請願書を、侍女から夫人を通じて秀吉の手許に差出したのである。その第一條について、請願書には、殿の分國において自由に神の教を説く許可を得ることを望む、とあつたところ、秀吉はこれを見て、この箇條は宜敷くない、關白は内裏に亞ぐものであるから、その分國の内といふことは要のないことである、日本の總ての國の主であるから、日本全國といふのが適當であるといつたといふ。そして秀吉は自ら二通の許可状を書いたが、かうしたことは先例のないことであつた。夫人はこれを教會に送つて來たが、二通の中一通は日本で使用し、他の一通はこれをヨーロッパにおくつた。そして人々はこの許可状を寫した書翰を各地に發送した。人々の中には歡喜のあまり、この許可状を頭におし頂いたものさへあつたといふ。これはルイス・フロイスがコエリヨの委囑をうけて同年十月七日付で耶蘇會印度區長パードレ・アレックスサンドロ・フリニャーニにおくつた手紙に書いてゐるところである。

以上は主に布教の許可といふ問題を中心として考察を加へて見たのであるが、さきにも述べたやうに具體的な布教許可の文書はその内容がむしろ他の項目の下に説かうとする問題と復合してゐるものが多いやうである。

2、課税、課役の免除

當時キリスト教は佛教に類する教と解せられ、各地においてその信仰の中心となつた教會堂は佛寺の一種と見做された。事實佛寺がそのまゝ教會堂に用ひられた例も少なくないのである。一般の佛寺や神社が賦課された負擔、特に戰亂の時に著しいのであるが、それらの負擔はこのキリスト教の寺院の上にも課せられたのである。金品を獻納するとか、その堂舎を提供して兵士の宿營に充てるとかいふやうなことである。そして一般に社寺は戰時に多額の金品を提供して、武將の下知狀、または禁制を受けて、不當の税を課せられ、あるひはその堂舎を兵士の宿營に充て、これを破壊され、または損害を蒙るやうなことを避けようとするのが普通であつた。かうした慣例にならつて宣教師たちもこの意味の下知狀、禁制を得るために意を盡すことが多かつた。例へば永祿十二年^{一五七〇}大友義鎮が肥前に侵入した時、有馬地方にあつた四箇所の教會堂を戰禍から救はうとしてイルマン・ルイス・ダルメイダは、パードレ・コスモ・トルレスの命によつて義鎮以下重臣を訪れてゐる。彼はこのことを報告した手紙^{一五七〇年十月二十五日付、平戸發、耶蘇會}のバードレ・イルマン宛 の中で、日本では戰爭の際、寺院が破壊されないやうに國王や部將に請願する習慣があると記してゐる。またガスバル・コエリヨが一五八六年^{天正十四年}に大坂で豊臣秀吉に謁した時に請願した三箇條の許可狀の中には、さきに示した通り第二條としてキリスト教の僧院、教會堂が一般の掟から除かれて兵士の宿泊を課せられないことを、(こゝでは佛寺がつねにかうした課役を受けることが指摘されてゐる)

る。また第三條としては日本で諸大名が臣下に課することを常とする重い賦斂を免せられることを擧げてゐる。秀吉はコエリヨが呈出した案文を見て、特に諸大名からの賦斂免除の一條に關して、日本ではパードレたちを苦しめるものはあるべき筈がないとして、その不必要であることを説いたけれども、コエリヨはこのことを許可狀の中に明記されることを希望する旨を重ねて言上したので秀吉は直ぐにその理を悟つてこれを許したといふことである。

この種の課税、課役の免除に關する文書の貴重な實例としてつぎの永祿三年の禁制を擧げることが出来る。これは室町家御内書案改訂史籍集
覽第廿七册の中に收められたものである。

禁 制

幾利紫旦國僧波河(阿カ)傳連

一 甲乙人等亂入狼藉事

一 寄宿事 付惡口事

一 相懸非分課役事

右條々堅被停止訖、若違犯輩者速可被處罪科之由所被仰下也、仍下知如件

永祿三年

左衛門尉藤原

對馬守平朝臣

この三箇條からなる禁制の形式は當時普通に行はれてゐた書式であつた。すなはち禁止事項を三箇條に限つて、その他の條項があつても(付)として強ひてこの形式の中におさめてしまふのである。これが室町時代に幕府の奉行の奉じて發行した制札の書式であつた。

この制札について、ルイス・フロイスはその日本史^{第二十}_{五章}の中で詳述してゐる。すなはちパードレ・ガスパル・ビレラが案文を提出し、これを幕府から請ひうけた事情について記した上、その文書の内容を解説してゐる。それによると、本文の條項が多少入れ替つてゐるけれども、大體において全文が忠實に譯出され、また具體的に解釋が付加へられてゐる。従つて本文を理解する上にも大いに役立つものがある。すなはちその譯文はつぎのやうなものである。

第一條、彼(師父を指す)が住む家は兵士たちによつて宿營として要求されることは出来ないといふことである。これについて、坊主たちはその僧院をつねに外部から都の宮廷のところに来る兵士や使者そのほかの君侯たちのために宿營としてまた宿所として提供しない譯にはいかなかつた。(これは原文では第二條に當る)

第二條、課税や見張り番、その他いろいろの義務を免除される。これはどこの街にもあるもので、坊主もそこに住んでゐれば賦課されることになつてゐる。(これは原文では第三條に當る)

第三條、何人も師父を誹謗しこれに暴行を加へることを許されない。これを犯すものは相當の處罰を受ける。(この第三條として記したのは、原文の第一條と第二條の「付悪口事」とに當るものであらう。この誹謗暴行を禁じたことについては後の項で説くことにしよう。)

この制札は、フロイスによれば板の上に謄寫され竹の先に結びつけて通行人の目に觸れるやうに戸口の上に張り出されたといふ、この方法もまた當時の一般の方法に従つたものといふことが出来る。

なほ永祿十二年^{一五六}_{九年}フロイスが織田信長と足利義昭から與へられたいはゆる布教の免許狀をさきに舉げておいたが、これらがいづれもその内容から見て、この永祿三年の制札と可成一致してゐることが注意される。おそらくさきの制札の文言が原型となつたものであらう。

3、滞在、旅行の許可、保護

領主は宣教師の領内滞在することを許可する文書を發行し、また旅行に際しては課税や賦課を免除する意味の許可證(過所に類するものであらう)をあたへてこれを保護した。他領の領主に對する紹介狀を與へ、また他國においてもこれを保護し、またその布教を許可するやうに求めた場合も少なくない。これらの問題については頁の關係上すべて割愛し、他日に譲ることとする。

三、布教保護に關する文書の内容 (その二)

これまでに述べて來たところはいづれも、主として教會や宣教師に對して與へられる性質のものである。ところが他方宣教師の教をうける側の領民に對しても領主から直接布令を下して、入信をすゝめ、または布教の妨碍を禁壓するやうな場合もあつた。

4、信教の自由、入信の強制

領主が宣教師に對してその領内における布教を許可することと、領内の臣民に對して信仰の自由を認めることとは、その意味するところは一である。たゞ信仰の自由を認めるといふことを文書の形式で布告する場合は、布教の許可に比べると、積極的な領主の意志がその文面に示されて、遙かに効果があつたものと思はれる。

信仰の自由を認めるといふ内容の文書は多く制札の形式で發せられたやうである。さきに天文二十年周防山口市街に立てられた制札を示したが、弘治二年には辻々に家老の署名を付した制札が立てられ、説教を聽いてキリスト教徒となることは各人の自由たるべしと布告されたといふ。フロイス日本史第十六章 また永祿七年^{一五六四年}大友宗麟は宣教師の請願によつて同様の意味の制札を肥後高瀬、河尻の布教のために與へたといふ。この制札は金飾を施した板に三箇條を記し、宗麟が自ら署名したものを二枚、その内容は、

一五六四年十月十四日付イルマン・ルイス・ダルメイダが豊後のコレジヨから印度の耶蘇會のイルマン等におくつた手紙、及びフロイス第四十九章

第一條は、領國內の人は最大の者から最少のものに至るまで悉くキリシタンとなることを得べきこと。

第二條は、デウスの教を説く地方では、少しも妨害を加へてはならない。又不敬の行があつてはならない。これを犯すものは罰せられること。

第三條は、國王は全領内において永久にデウスの教を説くことを喜ぶこと。

の三箇條であつた。この制札の如き、明かに信教を奨励してゐる意味で注目すべきものである。このやうに單なる布教の許可ではなく、領民の改宗を許可し、ことに領主が自ら改宗し、少くも布教に好意を寄せてゐることを文面にあらはすことを、宣教師たちは領主にむかつてつねに請求したもののやうである。永祿十二年^{一五六九年}天草の領主の請をうけてイルマン・ルイス・ダルメイダがその地方に赴いた時、彼は布教の條件として、許可狀を與へること、領主自ら聽聞すべきこと、嫡子を洗禮させること、河内浦に會堂をたてること、住民の改宗を許可することなどをあげてゐるが、ことに領主自ら署名して、キリスト教を教へることを満足に思ふ旨を認めさせたといふことである。^{フロイス日本史第八十一章}またこの頃天草の領主は諸將とはかつた上で、白紙に署名したもの一枚をダルメイダにおくり、彼の希望するところをすべて容れる旨を述べたといふ記事を一ポルトガル人からポルトガルの耶蘇會のバードレ、イルマンたちに

おくつた手紙八月十五日付の中に掲げてゐる。これは宣教師に對する好意と、これを現はした文書の發行の手法が示されてゐて興味がある。

信仰の自由を認めるといふ意味が更に強化すれば信仰の強制となる。かうした内容をもつた文書が發行されたこともあつたやうである。たとへば大村純忠は永祿五年横瀬浦を訪れ、パードレ・コスモ・デ・トルレスの請願によつて七八ヶ條を記してその署名を附した板、すなはち制札を與へた、その箇條はこのポルトガル船の入港する港を善く治めて行くためのものであつたといふから、必らずしも信仰に關する箇條だけではなかつたであらうが、その第一條には、この地に住むことを欲するものは皆デウスの教を聽くべし、さもなければ此所に留まるべからず、と記してあつたといふ。一五六二年四月十七日付、横瀬浦發イルマン・ジョアン・フェルナンデスから豊後のイルマン等におくつた手紙

この種の内容をもつ文書が發せられた例としてフロイスの日本史第百三章の中につぎのやうな興味ある挿話を見出すことが出来る。天正の初年高槻城管下の所領で荒木信濃が領内の臣民に對して、自ら署名した法令を發して淨土宗への歸依を命じ、従はないものを處罰したことがあつた。高山左近の父、ダリヨ飛驒守はこれに對して高槻城下に二通の布告を發布させたといふのである。

一、すでに過去二年間にキリスト教徒となつたすべての貴人(すなはち武士)兵卒の中で、妻子や家族が未だ改宗しないものがあつたならば、彼はこれらの人々が教會堂に赴いて説教をきくことを

遂行するやう切望する。彼等が教を理解するやうになつた上は、教徒とならうとも、なるまいともそれぞれの自由意志にまかせる。

二、（これは農民、手工業者に對して發せられた）彼等も共に説教に集るべきである。而して神のこの理解に到達するならば、あらゆる義務や負擔を免除する、それ故彼等にとつては利益とならう。更に彼等にその代りとして提供される神の教が彼等の容れるところとならないとしても、彼等はそれによつて何等の壓迫、負擔を蒙るものではない。

この文書は共に必ずしもキリスト教の信仰を強制したのではないが、領主の積極的な希望を現はしてゐる點で、上に記した淨土宗の信仰強制に對抗するだけの力を有つものであつたと解せられる。

以上述べたやうな信仰の自由、更にすゝんでは入信の強制に關する文書はむしろ布教許可の文書より以上に、宣教師たちの布教事業に大きな效力を示したものと思ふ。

5、暴行、侮辱の禁止

宣教師は一方においてその布教に對して領主の許可を要請すると同時に、他方においてはその布教事業に對して加へられるいろいろの妨碍を避けるためこれを禁止する内容をもつ文書を發行することを求める場合が多かつた。初期の布教事業にあつて彼等がうけた妨碍はきわめて大きなものであつた。信仰の立場から當然これと相容れない、しかも社會的な權力をもつてゐる佛僧たちによる壓迫、執拗な誹

謗、中傷、無智な民衆の異國人に對する、または新宗派に對する侮蔑、反感、恐怖、それらが重なつて教會堂、住院等の堂舎またはその施設に對する暴行、不敬、または宣教師個人に對する嘲罵、迫害となつてあらはれるのはつねのことであつた。これを防衛するためには領主の保護に頼り、その禁止方を求めるより外はなかつたのである。もちろんこの種の妨碍は、領主の保護の下に入ることによつて當然避け得られることであつて布教保護を内容とする文書は必ずしもそれを明記しないまでもこのことをも含めてゐたことは明かである。

しかし場合によつては特にこの意味のことを強調した文書が發せられたこともある。京都方面の布教に盡力したガスパル・ビレラが永祿三年幕府に請うて京都居住の許可を得、同時にその布教に對する妨碍を禁止する旨の布告を求めた如きはこれである。これは第(2)項に示した制札のことであらう。

夏が來て再び君主を訪問してこの土地京都に居住する許可を請うた。われわれの悪口をするものがあつて、多くの障礙があつたが、わが主の御許によつて君主は許可を與へ、唇に口上ばかりでなく、書面を以てして、われわれに對して危害または妨害を加へるものは死刑に處すべき旨を公布した。この許可を得てわれわれの迫害は止み、キリシタンの數は増加し、會堂一ヶ所を設ける必要が生じた。

これは一五六一年永祿三年八月十七日付を以てビレラが堺から印度のイルマンたちにおくつた手紙の一節

である。京都布教のはじめにあたつて佛教徒の勢力は強大で、その妨碍、迫害は特に激しかったので同様の内容の文書が幾度か發せられてゐる。ビレラがこれより先き當時京都の庶政を掌つてゐた松永久秀に「何人もパードレに害を加ふべからず」との布告の發布を乞うたことが、彼の通譯として行を共にした日本人イルマン・ロレンソの手紙一五六〇年六月二日付、都發、豊後のパードレ及びイルマン宛に見えてゐる。その松永久秀は佛徒の贈賄によつてその態度を翻し、宣教師たちの追放を命ずるに至つたので、幕府は更に有力な文書を發行して宣教師に保護を加へたのである。そのことは前に舉げたビレラの手紙に、

主たる君主はわれわれの苦勞と、坊主及び執政官松永久秀が彼の與へた許可を無視してわれわれに對して行つたところを聞き、更に有力な書附を與へ、何人も我等に害を與ふべからずと命じた。と記してゐるところである。

ビレラが最初にうけた文書といふのはさきにも記した様に永祿三年の制札に當るのであらう。すなはちその第一條に甲乙人等亂入狼藉とあり、また第二條に付悪口事とあるのを指したものと思はれる。フロイスによればこの文書の効果はきわめて大きなものがあつて、人々のパードレたちに對する態度が一變し、悪口雜言を吐いたり、パードレたちの住居に石を投げたりするものがなくなつたといふことである。

なほこれに類する例として、永祿七年一五六四年大友宗麟が肥後の高瀬に立てさせた布教許可の制札の第

二條に、デウスの教を説く地方では妨害を加へてはならない。又不敬の行があつてはならない。これを犯すものは罰せられる、と記したといふ記事が見えてゐる。

一五六四年十月十四日付、豊後コレジヨ發、イルマン・ルイス・ダルメイダから印度の耶蘇會のイルマンに宛

てた
手紙

四、結 語

布教の保護に關する古文書の殘存してゐるものは殆んど稀である。しかしヨーロッパ側の史料の中に幸に傳へられてゐる日本文書に關する記述を検討すればその當時どのやうな文書が發行されて宣教師たちの布教事業を援け、また保護してゐたかをうかゞふことが出来るのである。こゝに便宜それを大きく五つにわけ、(教會、宣教師の側のものとして、) 1、布教の許可、2、課税、課役の免除、3、滞在、旅行の許可、保護、(領民側のものとして、) 4、信教の自由、入信の強制、5、暴行、侮辱の禁止、のそれぞれ項目のもとに考察を加へてきたのである。きわめて乏しい材料によつてまとめたものであつて、尙結論的なものをいそぐことは慎まなくてはならないのであるが、たゞ近世初期のキリスト教の布教事業が戰國諸侯の政治的援助なくしては到底成しとげられなかつたであらうといふこと、宣教師たちの政治工作がさかに行はれ、彼等の請願によつて發行された文書は大きな效力をもつものであつたといふことなどに對する見透しをつけることが出来ると思はれる。(一九四〇、八)